

# 東京都水道局工事請負等単価契約指名競争見積り合わせ参加者指名基準

平成11年1月14日施行  
平成12年1月31日改正  
平成13年1月30日改正  
(12水経契第317号)  
平成18年3月29日改正  
(17水経契第783号)  
平成22年2月26日改正  
(21水経契第620号)  
平成22年11月15日改正  
(22水経契第396号)  
令和3年11月22日改正  
(3水経契第359号)  
令和4年11月28日改正  
(4水経契第378号)  
令和5年11月16日改正  
(5水経契第331号)

## 第1 目的

この基準は、東京都水道局財務規程（昭和35年東京都水道局管理規程第22号）第235条の規定に基づき、東京都水道局（以下「局」という。）が施行する工事請負等単価契約に係る指名競争見積り合わせ（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものを除く。）に参加させようとする者の指名について必要な事項を定め、もって、指名競争見積り合わせの厳正かつ公平な執行を図ることを目的とする。

## 第2 対象工事

この基準を適用する工事請負等単価契約は、次の各号に定めるものとする。

### (1) 配水管小規模整備工事

次に掲げる工事の設計及び施工

- ア 道路工事調整上必要な工事
- イ 濁水・出水不良・漏水の予防等、局事業運営上必要な工事
- ウ 再開発事業、区画整理事業等の公共事業に伴う工事
- エ 小規模で点在的に残っている取替対象管整備工事

### (2) 給水管整備及び取り出し工事

- 区部における次に掲げる工事の設計及び施工
- ア 配水管を布設し、給水管を整備する工事等
  - イ 給水管の新設、改造又は撤去における工事等
- (3) 小中口径メータ引換工事等
- 区部における口径13ミリメートル以上40ミリメートル以下のメータについて行うメータ有効期間満了及び異状に伴う引換え、水道の使用開始に伴うメータ取付け、水道の使用中止に伴うメータ取外し、メータ位置変更、止水栓設置工事及び隔測表示器関係工事
- (4) 大口径メータ引換工事等
- 区部における口径50ミリメートル以上300ミリメートル以下のメータについて行うメータ有効期間満了及び異状に伴う引換え、水道の使用開始に伴うメータ取付け、水道の使用中止に伴うメータ取外し、隔測表示器関係工事及び臨海地区自動検針遠隔検針設備に関連する工事
- (5) 給水装置工事(〇〇市)
- 多摩地区におけるメータ有効期間満了及び異状に伴う引換え、水道の使用開始に伴うメータ取付け、水道の使用中止に伴うメータ取外し、メータ位置変更、止水栓設置工事及び隔測表示器関係工事
- (6) 緩速ろ過池補砂等作業請負工事
- 緩速ろ過池における補砂、汚砂削取り及び搬出、洗砂並びに洗砂排水処理を行う工事
- (7) 配水管布設工事等設計委託
- 配水管及び付属施設の新設・撤去工事の設計業務
- (8) 地積測量調査委託
- 水道用地の取得及び売却に必要な測量、用地管理図の作成及び修正、境界標石の実態調査及び復元等の地積測量調査
- (9) 多摩水道整備工事
- 多摩地区における次に掲げる工事の設計及び施工
- ア 道路工事調整上必要な工事
  - イ 濁水、出水不良、漏水の予防等の局事業運営上必要な工事
  - ウ 再開発事業、区画整理事業等の公共事業に伴う工事
  - エ 配水小管を布設し、給水管を整備する工事
  - オ 小規模で点在的に残っている取替対象管整備工事
- (10) 水道施設維持補修工事
- 次に掲げる工事の設計及び施工
- ア 突発的に発生する水道施設の維持補修工事
  - イ 小規模で点在し、即応対応を要する水道施設の維持補修工事全般
- (11) 配水本管小規模整備工事
- 区部における次に掲げる工事の設計及び施工をいう。

- ア 道路工事調整上必要な工事
- イ 濁水、出水不良、漏水の予防等の局事業運営上必要な工事
- ウ 再開発事業、区画整理事業等の公共事業に伴う工事
- エ その他当局が必要と認める工事

### 第3 定義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 契約担当者

局長及び局長からあらかじめ契約に関する事務を処理する権限を委任された者をいう。

#### (2) 競争入札参加有資格者

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第2項の規定により、局長が工事の種類及び金額に応じて定めた指名競争入札の参加者の資格を有するものをいう。

#### (3) 発注工事

第2に掲げる工事で、局が発注しようとするものをいう。

#### (4) 既発注工事

第2に掲げる工事で、局が既に発注したものをいう。

### 第4 指名方法

契約担当者は、競争入札参加有資格者につき、事前に発注工事に応じて公表した応募条件を満たした者の中から、次の各号を総合的に調査の上、指名するものとする。

- (1) 経営及び信用の状況
- (2) 発注工事の指名及び受注の状況
- (3) 発注工事と同種の官公庁工事の実績の有無
- (4) 発注工事と同種の民間工事の実績の有無
- (5) 既発注工事の施行の有無
- (6) 既発注工事の施行成績
- (7) 発注工事に対する地理的条件（営業所の所在地等）
- (8) 発注工事施行についての技術的適性

### 第5 指名の制限

契約担当者は、次の各号の一に該当する者を指名することができない。

#### (1) 不誠実な行為がある者

- ア 東京都水道局競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（平成18年4月1日17水経契第724号）に基づく指名停止期間中であるなど、指名から除外される期間中である者
- イ 東京都水道局契約関係暴力団等対策措置要綱（平成22年11月5日付22水経契第368号）第3条第1項に基づく排除措置期間中である者

- ウ 工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置要求に従わないこと等請負契約の履行が不誠実である者
  - エ 東京都（公営企業局を含む。）発注の工事請負契約につき、下請契約関係が不適切であることが明確である者
  - オ アからエまでに掲げるもののほか、不誠実な行為がある者
- (2) 経営状況が著しく不健全である者
  - (3) 事前に発注工事に応じて公表した応募条件を満たさない者
  - (4) 前各号のほか、第4の各号を調査した結果、指名することが不適切と認められる者

## 第6 指名業者数

指名業者数については、指名業者選定委員会の議を経て、発注工事ごとに、予定業者数等を勘案して、適切な数を契約担当者が決定するものとする。ただし、予定業者数が1者の場合、東京都水道局工事請負指名競争入札参加者指名基準（昭和56年8月1日施行）第8を適用する。

## 第7 その他

この指名基準に定めるものを除くほか、指名に必要な事項は、経理部長が別に定めるものとする。

### 附 則

この基準は、平成11年1月14日以降、発注（公表）する工事から適用する。

### 附 則

この基準は、平成12年1月31日以降、発注（公表）する工事から適用する。

### 附 則

この基準は、平成13年1月30日以降、発注（公表）する工事から適用する。

### 附 則

この基準は、平成18年4月1日以降、発注（公表）する工事から適用する。

### 附 則

この基準は、平成22年2月26日以降、発注（公表）する工事から適用する。

### 附 則

この基準は、平成22年11月15日以降、発注（公表）する工事から適用する。

### 附 則

この基準は、令和3年11月22日以降、発注（公表）する工事から適用する。

### 附 則

この基準は、令和4年12月1日以降、発注（公表）する工事から適用する。

### 附 則

この基準は、令和5年11月16日以降、発注（公表）する工事から適用する。